

議案第 67 号

総社市砂川公園条例の一部改正について

総社市砂川公園条例（平成 17 年総社市条例第 196 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 5 年 11 月 30 日提出

総社市長 片岡 聡 一

提案理由

利用料金に係る基準額を見直し、受益者負担の適正化を図ることにより、総社市砂川公園を安定的かつ持続的に運営する財源を確保するため、関係条文の整備を行おうとするものである。

総社市条例第 号

総社市砂川公園条例の一部を改正する条例

総社市砂川公園条例（平成17年総社市条例第196号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表第2（第9条関係）			別表第2（第9条関係）		
種 別	単 位	基準額	種 別	単 位	基準額
宿泊利用	1区画1泊につき	<u>2,000円</u>	宿泊利用	1区画1泊につき	<u>1,000円</u>
日帰り	1区画につき	<u>1,000円</u>	日帰り	1区画につき	<u>500円</u>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の総社市砂川公園条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用（施行日の前日から施行日までの間を1泊とする宿泊利用（以下「特例利用」という。）を除く。）に係る利用料金について適用し、施行日前の利用及び特例利用に係る利用料金については、なお従前の例による。